

高松ヘルシーパーク植栽管理業務委託特記仕様書

1 植栽管理委託場所

岡山市北区高松田中 1 9 5 - 1 ほか

2 履行期間

契約日から令和 8 年 3 月 2 7 日まで

3 各作業施工時期について

時期については、園内の状態を常に良好に保つよう行うこと。

4 この仕様書は、岡山市土木工事共通仕様書によるほか、以下とする。

- (1) 受託者は、作業着手前に作業計画書、計画工程表を、作業完了時に実施工程表を提出すること。さらに、月別の作業報告・予定表を毎月始めに監督員に提出する。作業報告書に提出日を明記すること。
- (2) 受託者は、所定の報告書、記録写真を、9 月末に第 1 回目を工期末に第 2 回目（最終）を提出すること。なお、写真管理にあつては、受託者は、日時・場所・工種記入の上撮影する。また、園内の器具等の滅失等を確認した場合は、その記録として、日時・場所・器具名記入の上撮影すること。
- (3) 受託者は、監督員に連絡をとり、材料検収を受けること。特に、薬剤の使用前には承諾を得ること。
- (4) 受託者は、定期的に巡視を行い、管理に支障ないように努めること。また、巡視中に、施設等の異常を確認した場合は、速やかに監督員に報告すること。
- (5) 受託者は、管理作業に必要な場合、道路使用許可、消防署等、必要な手続きを行うこと。
- (6) 台風、暴風時には、環境施設課と密接な連絡をとりながら、緊急の巡視体制をくみ、災害事故等に速やかに対応ができるようにすること。
- (7) 除草、剪定等作業にあたっては樹木を傷めないように行うこと。作業終了後の草、枯木、枯葉等は場外処分を原則とする。また、処分時の伝票等提出すること。
※草木枝の処分については事前に処分先と協議を行うこと。
※岡山市の焼却施設（東部クリーンセンター、当新田環境センター）には持ち込まないこと。

- (8) 病虫害防除作業にあたっては、農薬取締法に基づき、諸手続を行い、適期防除、適正使用、安全作業に努めること。農薬使用者は、農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）第八条第一項に規定する普及指導員若しくは植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第三十三条第一項に規定する病虫害防除員又はこれらに準ずるものとして都道府県知事が指定する者の指導を受けた結果を監督員が求めれば提出すること。
- (9) 散布に際しては、風向き、時間帯を配慮し、歩行者、施設使用者、車両、近隣民家等に薬剤がかからないよう十分注意して実施すること。
- (10) 除草剤の使用にあたっては、安全適正作業に努めること。また、散布作業は、人体への影響を十分配慮し、マスク、ゴム手袋、ヘルメット、被服等必ず着用すること。
- (11) 高木の病虫害防除については、早朝のため、騒音等には特に注意すること。
- (12) 病虫害防除については、主幹、徒長枝、ヤゴ、胴吹を問わずまんべんなく散布すること。
- (13) 薬剤の飛散防止に留意し、風の強い日には、作業中であっても中止すること。また、駐車場、人家で薬剤のかかる恐れのある箇所は、事前に連絡を取り、トラブルを未然に防ぐこと。
- (14) 枯葉等も適宜清掃し、良好な状態に保つこと。
- (15) アメリカシロヒトリ発生の際は、初期の巣の処分を行い、有効適切な駆除作業を行うこと。
- (16) 受注者は、業務責任者に1級又は2級造園施工管理技士を有している者を定めること。